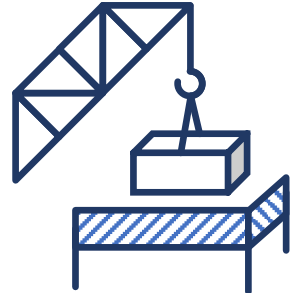
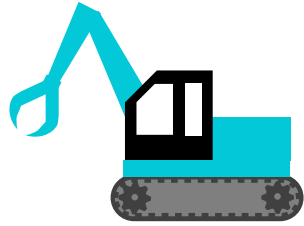
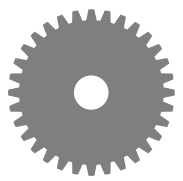
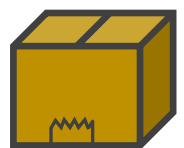
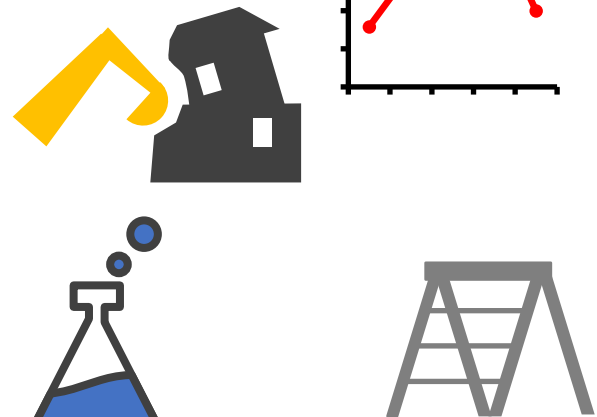
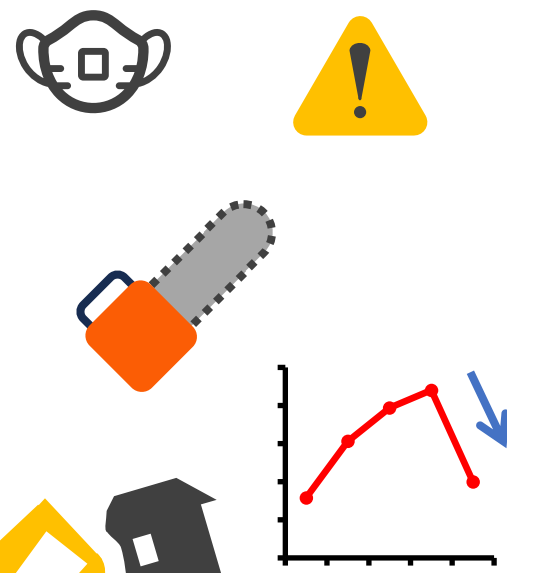


令和8年度

# 大分県の労働災害の現状

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場



# 全国安全週間

令和8年7月1日～7日 準備期間6/1～30

## 多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、全国安全週間実施要綱に定められた事項のほか、第14次労働災害防止計画に基づく施策等の着実な推進について、引き続き労使一丸となった取組をお願いいたします。



### 準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

### 継続的に実施する事項

#### ① 安全衛生活動の推進

##### ア 安全衛生管理体制の確立

- ・ 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備・経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任・安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

##### イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ・ 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- ・ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ・ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- ・ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況確認

#### ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- ・ 発生した労働災害の分析・再発防止対策の徹底
- ・ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

#### エ リスクアセスメントの実施

- ・ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ・ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

#### オ その他の取組

- ・ 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- ・ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ・ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

#### ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

##### ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ・ 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ・ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ・ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実
- ・ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- ・ パート・アルバイト労働者への安全衛生教育の徹底

##### イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・ 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- ・ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

- ・ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ・ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ・ トラックの逸走防止措置の実施
- ・ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

### ウ 建設業における労働災害防止対策

#### (ア) 一般的事項

- ・ 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- ・ 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- ・ 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ・ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ・ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ・ 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ・ 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

(イ) 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

(ウ) 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

### エ 製造業における労働災害防止対策

- ・ 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- ・ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ・ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ・ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ・ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ・ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

### オ 林業の労働災害防止対策

- ・ チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ・ 木材伐出機械等を使用する作業での安全確保

### ③ 業種横断的な労働災害防止対策

#### ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ・ 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- ・ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ・ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- ・ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- ・ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- ・ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

#### イ 高齢者に対する労働災害防止対策

- ・ 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく措置の実施

#### ウ 外国人労働者に対する労働災害防止対策

- ・ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

#### エ 派遣労働者に対する労働災害防止対策

#### オ 特定自主検査の適正な実施

#### カ 交通労働災害防止対策

- ・ 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- ・ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ・ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- ・ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

#### キ 熱中症予防対策

- ・ 熱中症のおそれのある作業者を早期に発見するための連絡整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- ・ ガイドラインに基づく熱中症予防対策の実施
- ・ 7月は重点的な措置を実施すること

#### ク 個人事業者等を含めた災害防止対策

- ・ 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
- ・ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ・ その他個人事業者等が上記①アから③キに掲げる事項を円滑に実施するための配慮

令和7年

# 労働災害発生状況

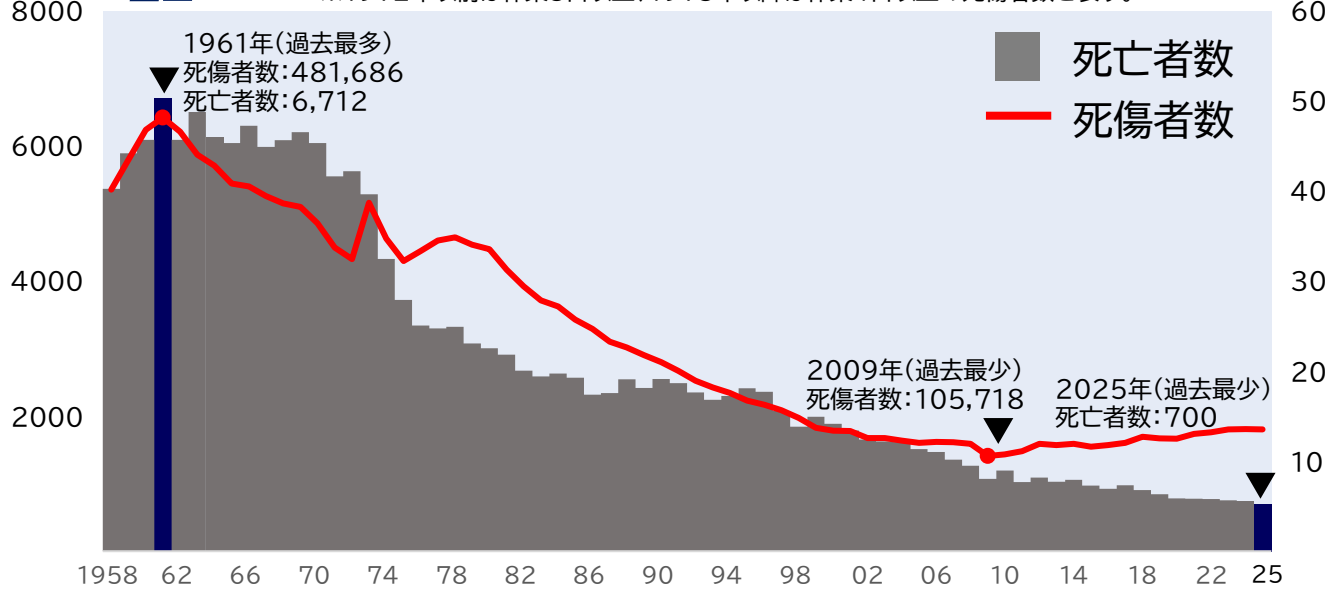
## 労働災害による死傷者数 | 全産業

※ 出典は労働者死傷病報告、死亡災害報告、労災保険給付データ。死傷者数に死亡者数を含む。  
 ※ 新型コロナウイルスり患者を除く。  
 ※ 1972年以前は休業8日以上、1973年以降は休業4日以上死傷者数を表す。

(死亡者数:人)



(死傷者数:万人)



☞ 全国の令和7年の死亡者数は過去最少の700人(前年比-46人)でした。

☞ 令和7年の死傷者数は135,333人でした。

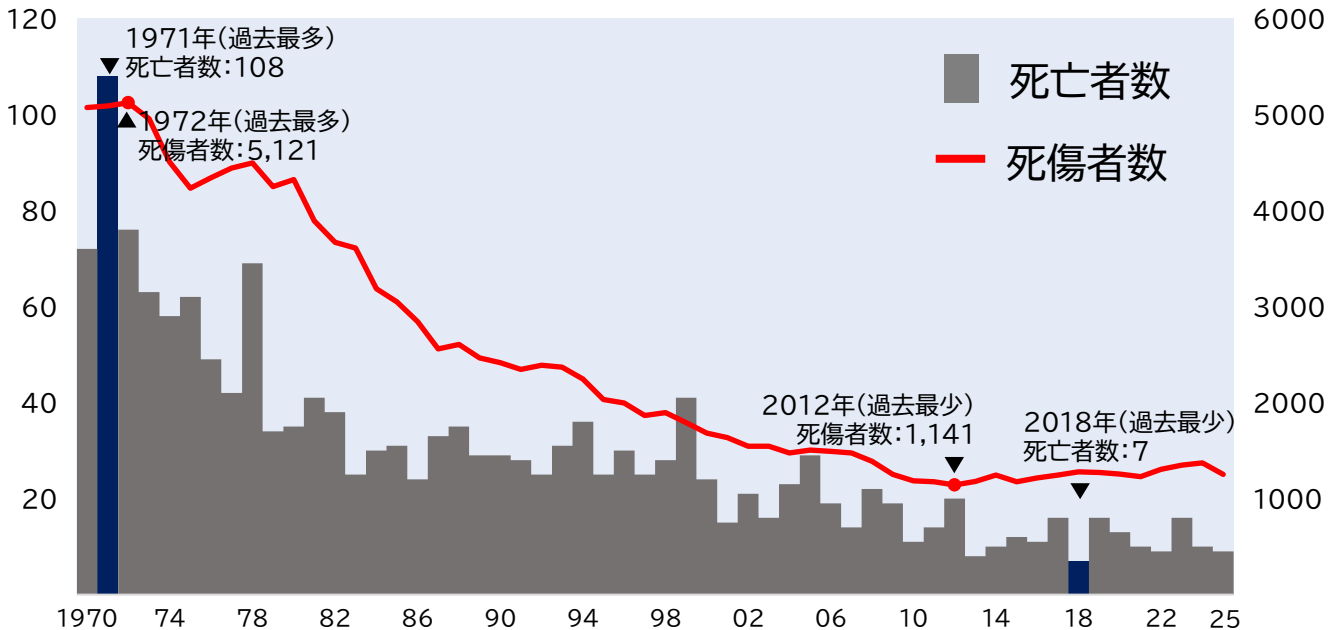


## 休業4日以上死傷者数 | 全産業

※ 出典は労働者死傷病報告、死亡災害報告。死傷者数に死亡者数を含む。  
 ※ 新型コロナウイルスり患者を除く。

(死亡者数:人)

(死傷者数:人)

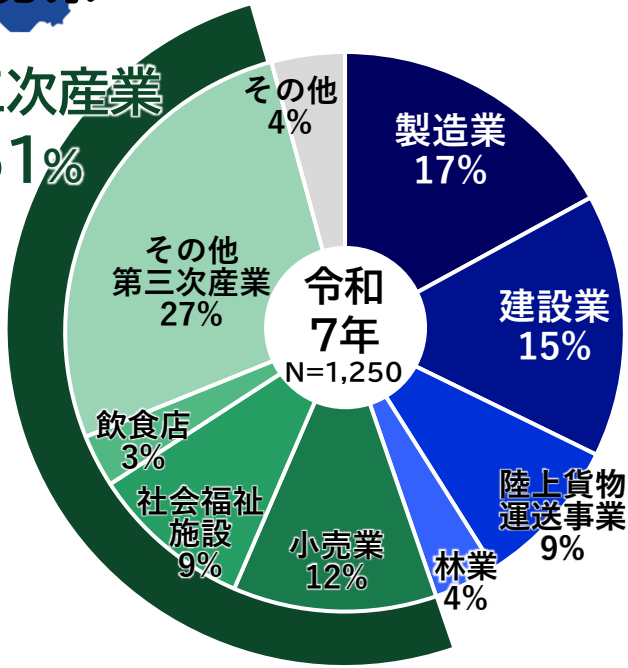


☞ 令和7年の死亡者数は9人(前年比-1人)でした。死亡者の業種内訳は、建設業2人、運輸交通業1人、林業3人、その他の事業で3人でした。

☞ 令和7年の死傷者数は、4年ぶりに減少し、1,250人となりました。減少幅は前年比-8.8%と大幅に減少しました。

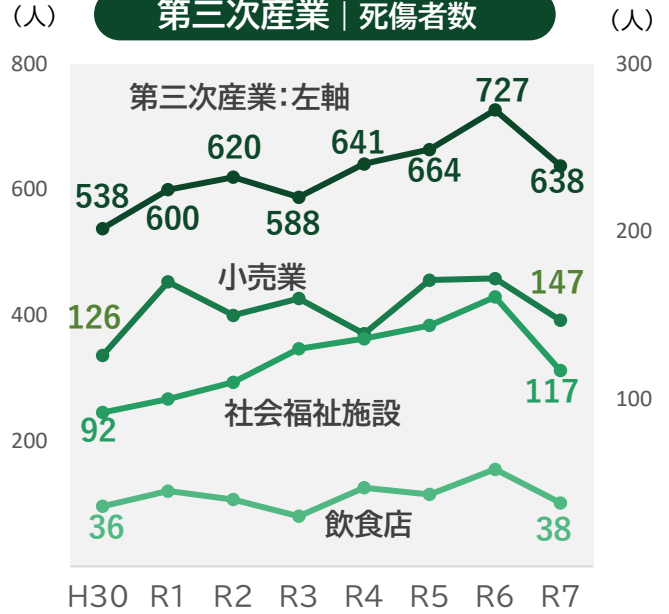
新型コロナウイルス患者を除く死傷者数

第三次産業  
51%



第三次産業の労働災害が約半分を占めています。

第三次産業 | 死傷者数

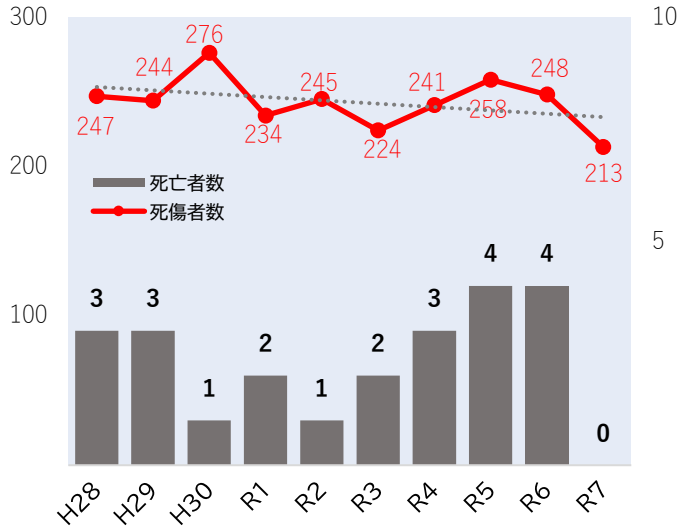


令和7年は第三次産業で全体的に労働災害の発生件数が減少しました。

(死傷者数:人)

製造業

(死亡者数:人)

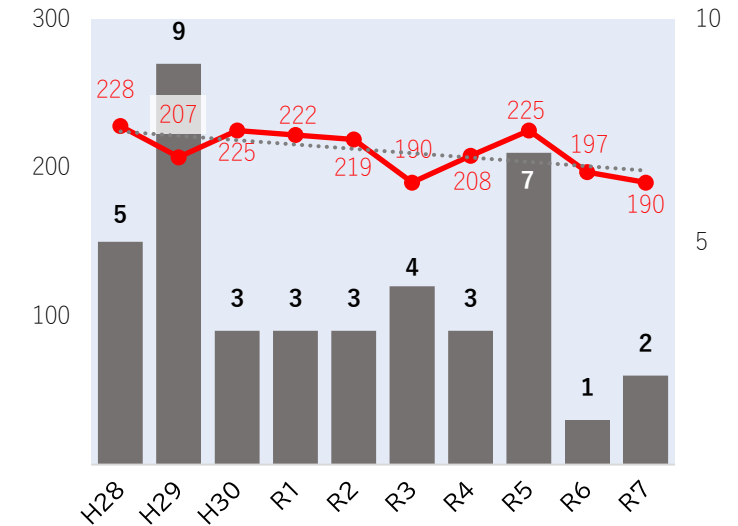


死亡災害は約20年ぶりに発生しませんでした。  
死傷者数は長期的には減少しています。

(死傷者数:人)

建設業

(死亡者数:人)

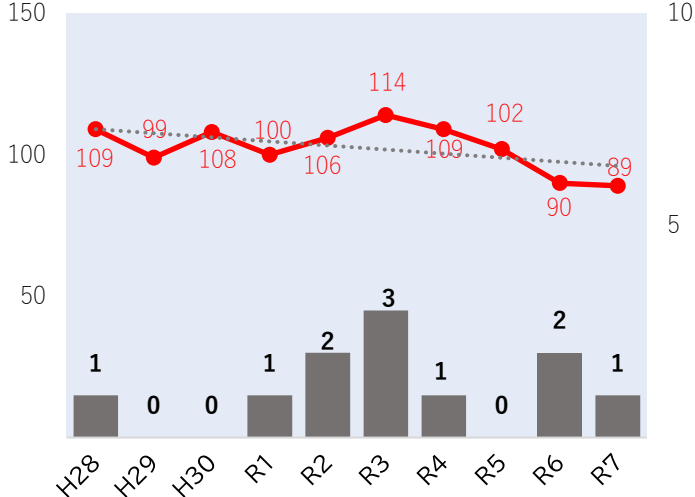


死亡災害は2件発生しました。  
死傷者数はここ数年増減を繰り返しています。

(死傷者数:人)

陸上貨物運送事業

(死亡者数:人)

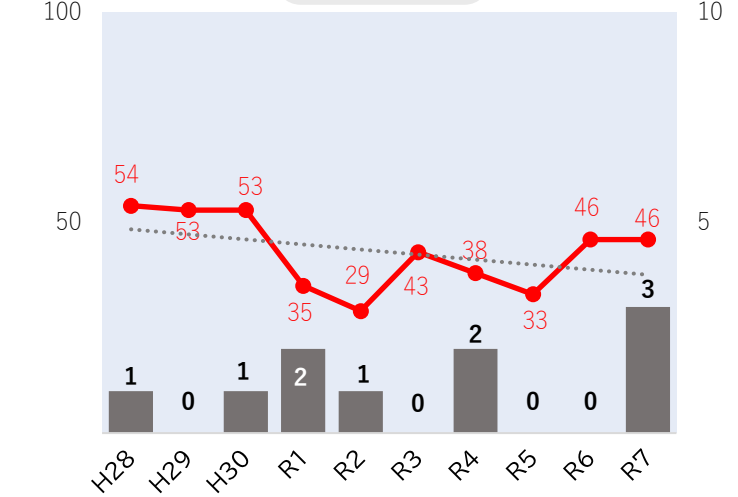


死傷者数は4年連続で減少しています。

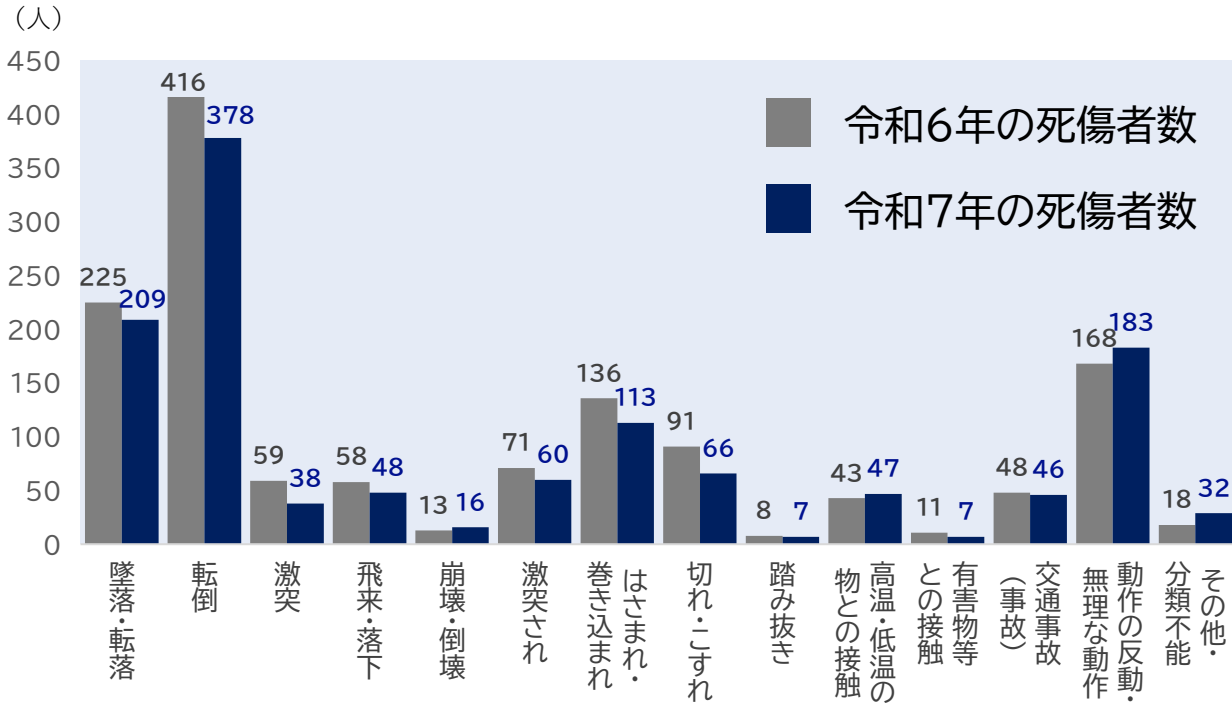
(死傷者数:人)

林業

(死亡者数:人)

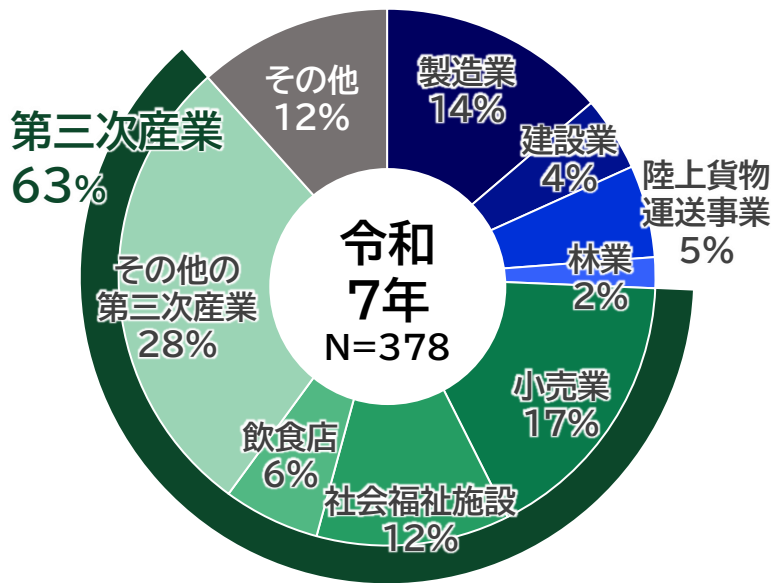


死亡災害が3件発生しました。  
死傷者数は昨年と同じでした



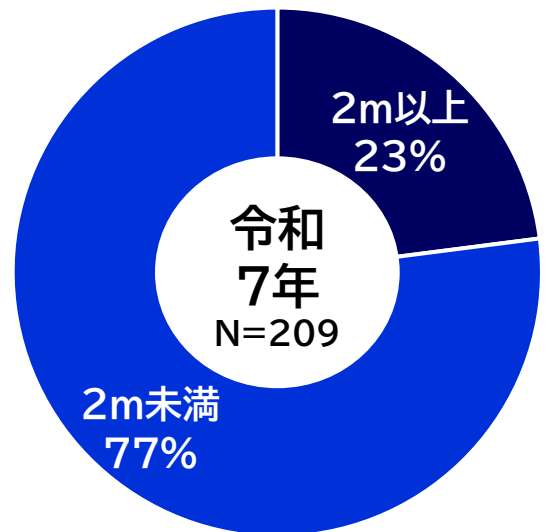
- ☞ 令和6年と令和7年を比較すると、多くの事故の型で減少しています。
- ☞ なお、16年連続で「転倒」が事故の型としては最多の種類となっています。
- ☞ 令和6・7年ともに「はさまれ、巻き込まれ」で最多の3件の死亡災害が発生しています。

転倒災害の業種別割合



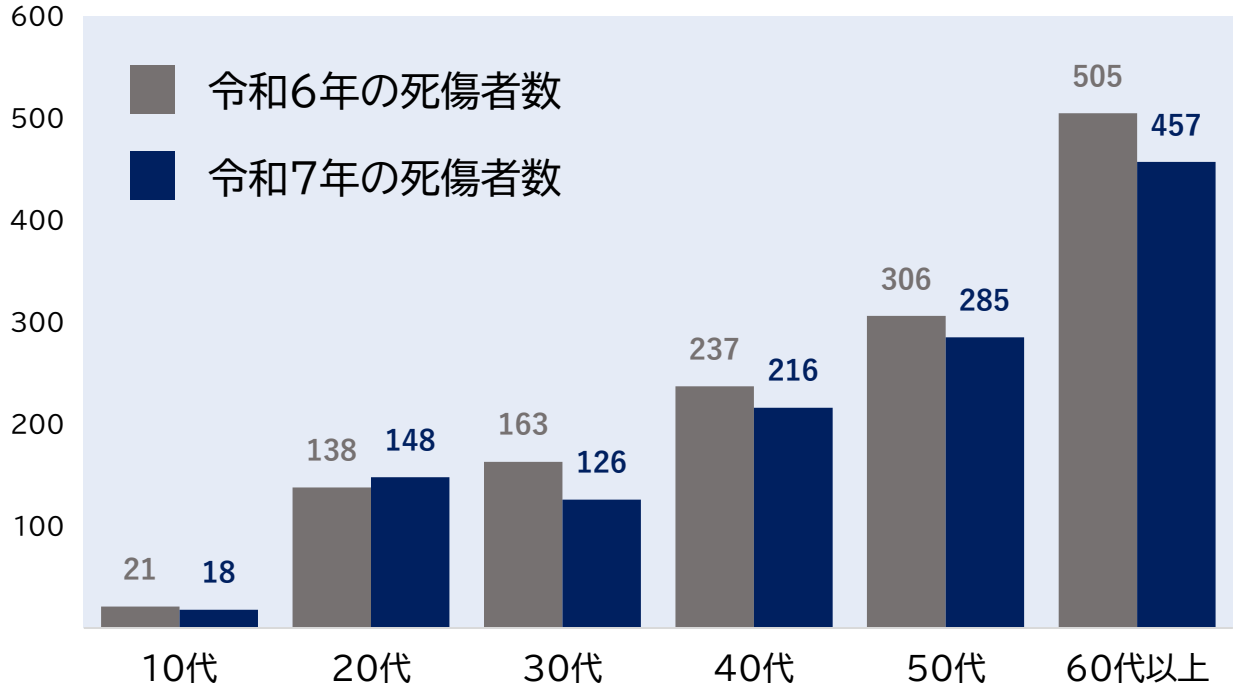
- ☞ 業種ごとに転倒災害の発生状況を見ると、小売業や社会福祉施設をはじめとした第三次産業に占める割合が、労働災害全体で見た時と比べて高いことがわかります。

墜落災害の内訳



- ☞ 墜落災害は多くの場合で2m未満の高さからの墜落によって発生していることがわかります。
- ☞ 一方で、令和7年に発生した墜落の死亡労働災害についてはいずれも2m以上であったことや、2m以上の高所からの墜落は何らかの法違反を構成する可能性があることに留意が必要です。

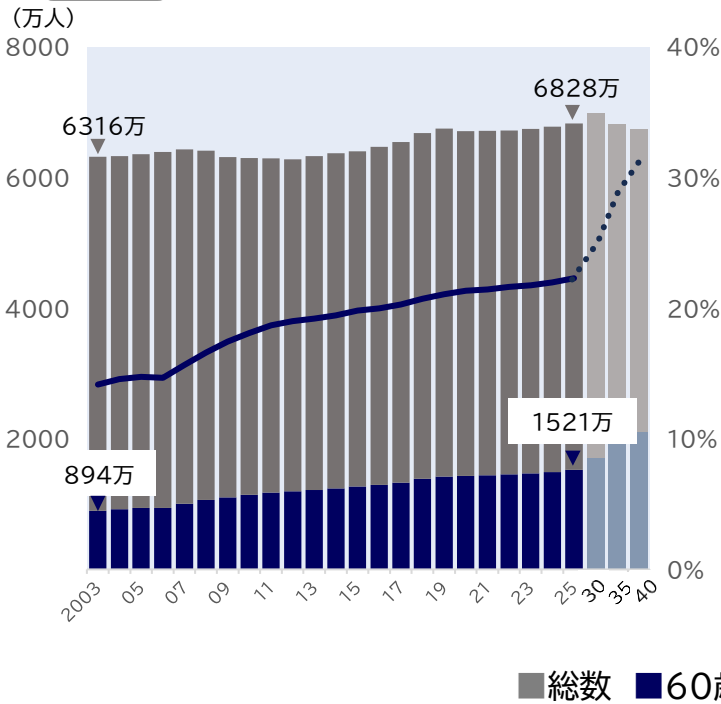
(人)



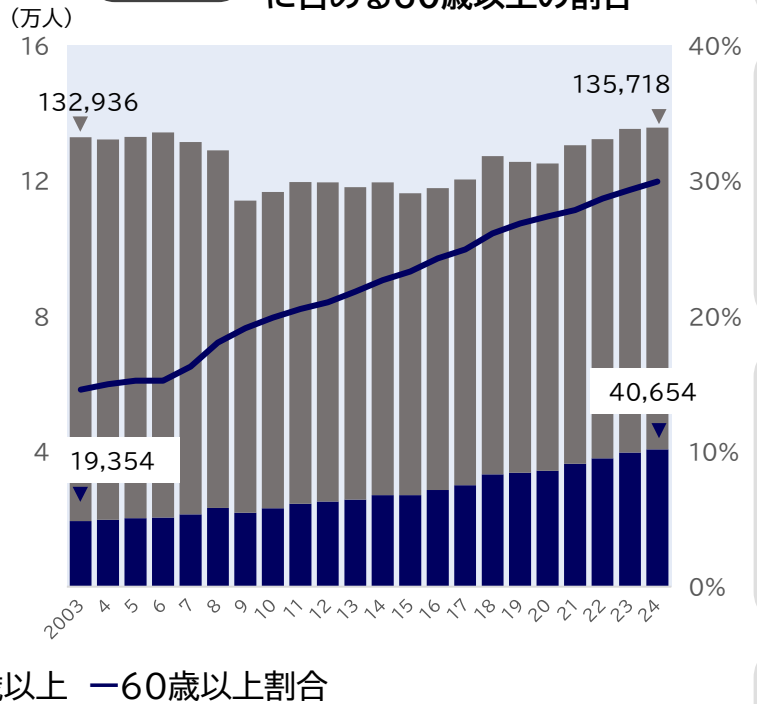
☞ 令和6年と令和7年を比較すると、ほとんどの年代で被災者数は減少していますが、20代の労働者は増加しています。

☞ ただし、60代以上の被災者数は引き続き、最多である状況です。

### 全国 雇用者全体に占める60歳以上の割合



### 全国 労働災害による死傷者数に占める60歳以上の割合



☞ 全国的な傾向として、雇用者全体及び労働災害による死傷者数に占める60歳以上の割合は増加傾向にあります。その中で、労働災害による死傷者数に占める60歳以上の割合は、雇用者全体に占める割合よりも高い水準で推移しています。人口動態から推計すると、雇用者全体に占める60歳以上の割合は2040年には30%台に到達すると見込まれており、労働災害による死傷者数に占める60歳以上の割合はこれに伴ってさらに高まる可能性があり、一層の高年齢者に対する労働災害防止の取組が必要です。

# 14次防

# 指標の達成状況まとめ

令和8年3月31日現在

令和5年度

令和6年度

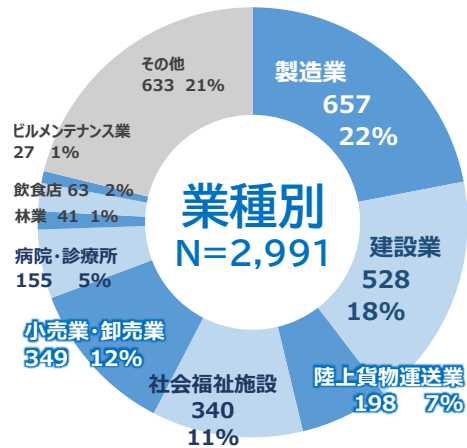
令和7年度

令和8年度

令和9年度

## 14次防取組状況点検票の回収状況

令和8年3月31日現在

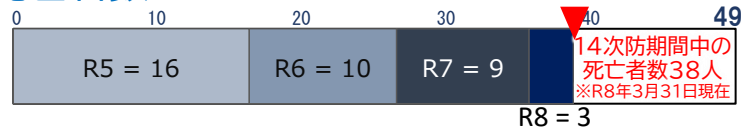


## 数値目標※の達成状況

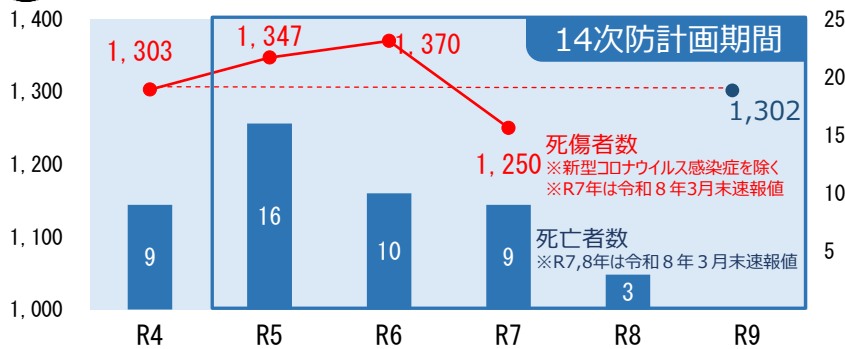
※アウトカム指標（=アウトプットの達成を目指した場合に期待される結果）



死亡者数 13次防期間（55人）から10%（6人）以上減少させる



死傷者数 令和4年（1,303人）から減少させる

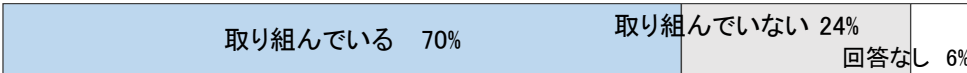


## アウトプット指標の達成状況

令和8年3月31日現在（小数点の処理により合計が100%となっていない場合があります。）

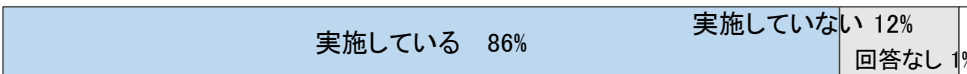
### 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。



集計母数2,991  
全業種

卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。



集計母数812、正社員のみ70  
小売業・卸売業、病院・診療所、社会福祉施設

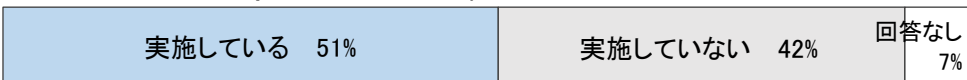
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年（44%）と比較して令和9年までに増加させる。



集計母数 477  
病院・診療所、社会福祉施設

### 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。



集計母数2,643  
60歳以上がいらない348  
全業種

### 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

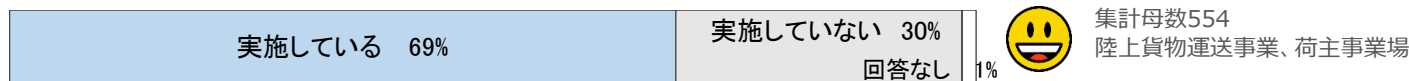
母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。



集計母数946  
外国人労働者がいない2,045  
全業種

## 業種別の労働災害防止対策の推進

「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する**陸上貨物運送事業等**の事業場（荷主となる事業場合む）の割合を令和9年までに45%以上とする。



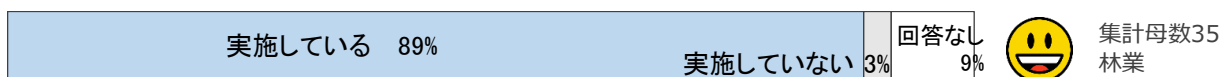
墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む**建設業**の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。




「崩壊、倒壊」及び機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む**製造業**の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。



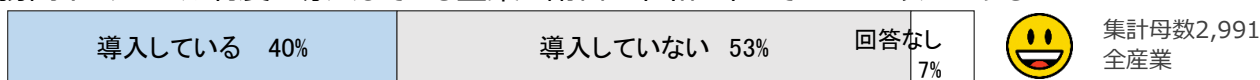
「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する**林業**の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。



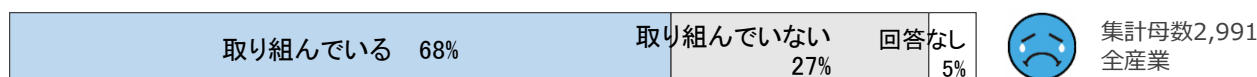
## 労働者の健康確保対策の推進

年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。 **平均67.9%**  集計母数2,416、回答なし575  
全産業

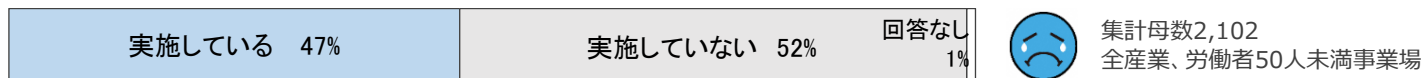
勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。



メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。



使用する労働者50人未満の小規模事業場における**ストレスチェックの実施**の割合を令和9年までに50%以上とする。

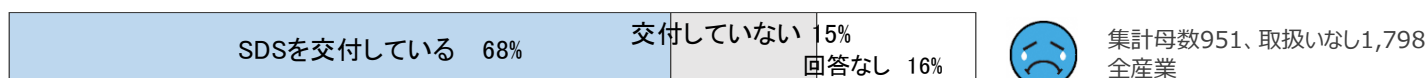
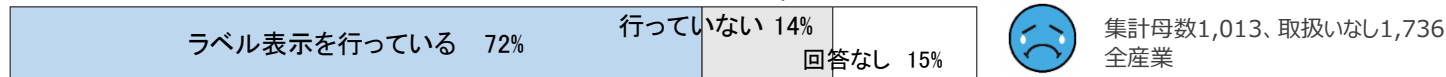


各事業場において必要な**産業保健サービス**を提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。

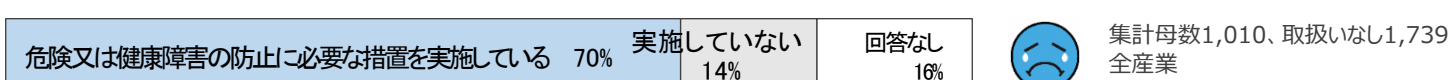
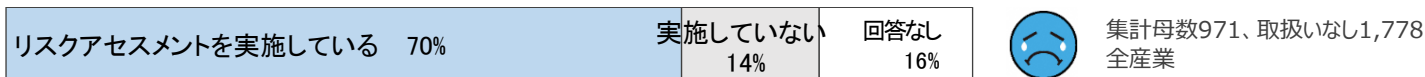


## 化学物質による健康障害防止対策の推進

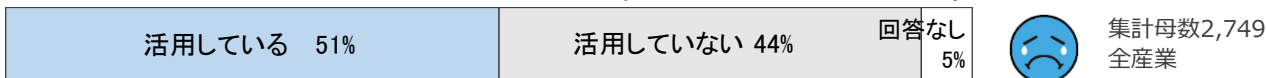
安衛法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている**化学物質**について、**ラベル表示・SDSの交付**を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。



安衛法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性及び有害性が把握されている化学物質について、**リスクアセスメント**を行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の**危険又は健康障害を防止するため必要な措置**を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。



熱中症災害防止のために**暑さ指数を把握**し活用している事業場の割合を令和5年（55%）と比較して令和9年までには増加させる。



## 「14次防取組状況点検票」の記入と提出について（協力依頼）

アウトプット指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善を図るため、「14次防取組状況点検票」の提出にご協力をお願いします。

14次防特設ページからWEB点検票で回答する又は点検票を管轄の監督署へ電子メールで送信する、郵送する、窓口へ持参する等により提出してください。



14次防  
特設ページ  
はこちらから

令和7年改正

# 改正労働安全衛生法

最近の安全衛生対策の動向 **改正労働安全衛生法が段階的に施行されます**

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進など、以下の項目について改正を行い、令和7年5月14日に公布され、段階的に施行されています。

## 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1) 注文者等の配慮

R7. 5. 14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8. 4. 1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9. 1. 1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9. 4. 1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

### (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け R9. 4. 1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

## 今回の法改正の背景として

個人事業者等による業務上災害の状況について、特別加入者の災害状況についてみると、一概に比較はできないものの、特定の事業等において災害発生率は労働災害の場合と比べ高くなっている場合があります(右グラフ)。

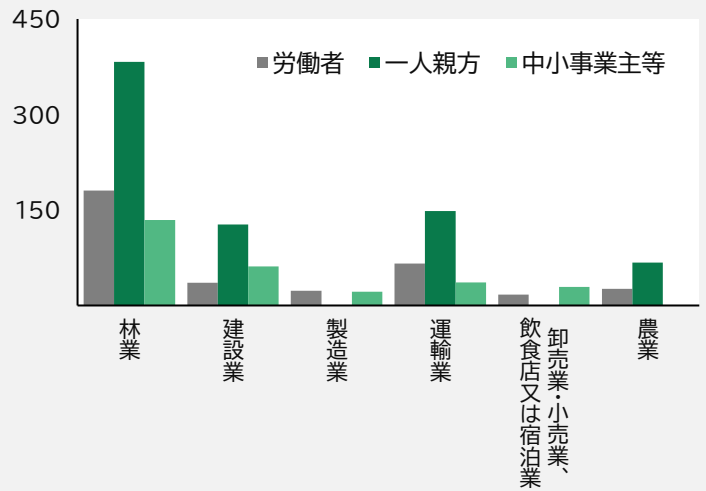
また、建設業で働く一人親方の死亡災害も年間80~100件程度発生しており、その災害内容を見ると、労働者の死亡災害に見られるものと同様の作業中に発生しているものも少なくありません。

個人事業者等の就業場所についてみると、約29%が「自宅・自オフィス以外の場所」となった調査結果もあり、他の労働者との混在作業が行われる場所で就業している状況があると言えます。

さらに、危険・有害な業務に従事している個人事業者等が、当該業務に関する教育を受けた割合は約28%程度であったとする調査結果もあります。

このような状況を踏まえ、個人事業者等であっても、労働者と同じ場所で作業を行う場合や、類似の作業を行う場合にあっては、労働者が否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準が享受できて然るべきとの基本的な考えのもと、今般の改正が行われました。

## 労働者と特別加入者の災害発生率 (令和元年度)



出典:厚生労働省労働者災害補償保険事業年報、厚生労働省調べ、総務省労働力調査  
(※)運発性疾病除く  
(※)労働者の母数は総務省労働力調査による令和元年の「役員を除く雇用者数」の数値  
(※)運輸業の労働者の母数は総務省労働力調査による令和元年の「運輸業・郵便業」のうち、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運送業、郵便業を合計した数値  
(※)卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業の労働者の母数は総務省労働力調査による令和元年の「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」を合計した数値

## 主な改正事項の概要について

### 業務上災害報告制度の創設

#### 【報告主体】

- ①特定注文者※1や災害発生場所管理事業者※2
- ②個人事業者※3
- ③中小事業者※4

#### 【報告の流れ】



基本的には上記の流れですが、③中小事業者の場合は直接、監督署に報告を行う必要があります。

#### 【報告対象】

労働者(他の事業者の労働者含む)と同一の場所において発生した休業4日以上<sup>①</sup>の死傷災害

#### 【報告事項】

- ①災害発生場所及び報告者に関する情報
- ②災害発生日時
- ③被災者の氏名、年齢、性別、業種、職種、外国人の場合は国籍・地域及び在留資格
- ④死亡又は休業見込み
- ⑤災害の概要及び原因
- ⑥労災保険特別加入の有無

(※1被災者である個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもののこと)

(※2災害発生場所を管理する事業者のこと)

(※3事業を行う者で労働者を使用しないもの)

(※4事業を行う者で金融・保険・不動産・小売業にあっては50人、卸売・サービス業にあっては100人以下、それ以外の業種にあっては300人以下の労働者を使用するもの)

### 個人事業者等自身による措置やその実効性を確保するための仕組み

#### 【個人事業者等による機械等の安全の確保】

・安衛法第20条等に基づき、構造規格を具備していない機械等の使用禁止などについて、事業者と同様、個人事業者等についても同様に使用が禁止されます。

・定期自主検査を実施すべき機械を個人事業者等が使用する場合にも事業者と同様、検査の実施等が義務付けられます。

#### 【危険有害業務の安全衛生教育の受講】

・特定の危険有害業務に関する特別教育など、労働者であれば事業者の義務として措置が講じられる安全衛生に関する講習や教育について、個人事業者等にもこれらを修了することが義務付けられます。

### 建設業、造船業、製造業における混在作業現場における連絡調整

安衛法第30条(建設業・造船業)及び第30条の2(製造業)に基づく混在作業による労働災害を防止するための連絡調整を行う対象に個人事業者等を含めることが明確化されました。

また、それ以外の業種の作業が混在して行われる場所については、その場所を管理する者に対し、混在作業による労働災害を防止するための措置が義務付けられます。具体的な内容については安衛法第30条等に基づく連絡調整等を参考に、今後、ガイドラインで示されます。

## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

R10. 4. 1 施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。また、この法改正を受け、新たに規制の対象となる事業場向けにマニュアルが策定されました。



（厚生労働省HP）  
マニュアルは  
1109から

### ストレスチェックとは？

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を目的とした制度で、①ストレスチェックによってストレスへの気づきを促し、セルフケアを進めるとともに、②高ストレス者への医師の面接指導の機会の提供③医師の意見を踏まえた就業上の措置の実施④集団分析を通じた職場環境の把握、職場環境の改善を行うものです。

### ▶ 精神疾患の発見ではなく、メンタルヘルス不調の未然防止を目的とした制度

### 具体的に何をすればいい？

### ▶ 以下のような取組を行っていただく必要があります。

#### 事業者による方針の表明

実施準備

#### 関係労働者の意見聴取

社内ルールの内容について、案を予め作成した上で、事業場内に周知し、労働者に意見を募るなど、できるだけ様々な現場や立場の労働者から意見を聴くことが重要です。

#### 社内ルールの作成・周知

実施体制、実施方法、記録の保存、情報管理、情報開示・訂正等及び苦情処理、不利益な取扱いの防止など、特に機微な情報を扱うことから、個人情報の取扱いを明確化することが重要です。

#### 実務担当者

関係労働者の意見聴取や外部委託先との契約・連絡調整などを行う担当者を選任してください。なお、実務担当者は労働者の健康情報を取り扱わないため、人事に対して直接の権限を持つ監督的地位にある者を指名することも可能です。

#### 委託先の選定

労働者数50人未満の事業場においては、労働者のプライバシー保護の観点や、実施者の制約などの理由から、外部機関に委託することが推奨されます。

#### 実施者

医師、保健師、一定の研修を受けた歯科医師、看護師、精神福祉保健士及び公認心理士の中からストレスチェックの実施者として選定しなければなりません。

#### 実施事務従事者

ストレスチェックの実施の事務（回答票の回収、データ入力、面接指導の申出勧奨等）に携わります。ストレスチェックの実施の事務は労働者の健康情報を取り扱う事務であるため、実施者と実施事務従事者には守秘義務が課せられます。

事業者が決定する事項  
委託先が決定する事項

#### ストレスチェックの実施

健康診断と異なり、ストレスチェックには労働者に受検の義務はありません。しかし、すべての労働者がストレスチェックを受けることが望ましいため、未受検者に対して受検勧奨を行うことができますが、業務命令のような形での強要は行わないでください。

また、受験の結果を事業者が把握することはできません。ただし、高ストレスとなった者が、面接指導を希望した場合には、その申し出を行ったことや面接指導の結果は事業者には伝わることになります。

#### 面接指導・事後措置

労働者から面接指導の申し出があった場合、事業者は遅滞なく面接指導を実施しなければなりません。この場合でも、事業者はストレスチェックの結果を知ることはできません。面接指導を行う医師は、地域産業保健支援センター（ちさんぽ）の登録産業医などが想定されます。

事業者は、面接指導を行った医師からその結果及び意見書を受け取り、これらの内容を踏まえ、必要があると認めるときは、対応可能な就業上の措置を講じる必要があります。

実施

### 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

#### (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

R12. 4. 1施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

#### 化学物質管理の流れの例



#### (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8. 4. 1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については、非開示は認められません。

#### (3) 個人ばく露測定の精度担保

R8. 10. 1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

### 4 機械等による労働災害防止の促進等

#### (1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8. 4. 1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。

② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。

#### (2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8. 1. 1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

### 5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

詳細は18P

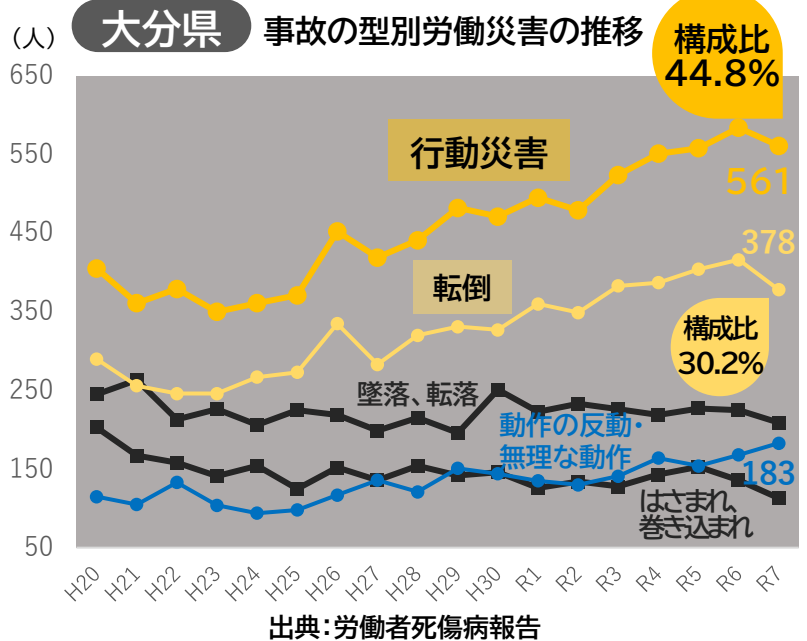
# 行動災害※を防止せよ

※事故の型が「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」である労働災害の総称

大分県では、労働災害のうち、行動災害が44.8%を占めています

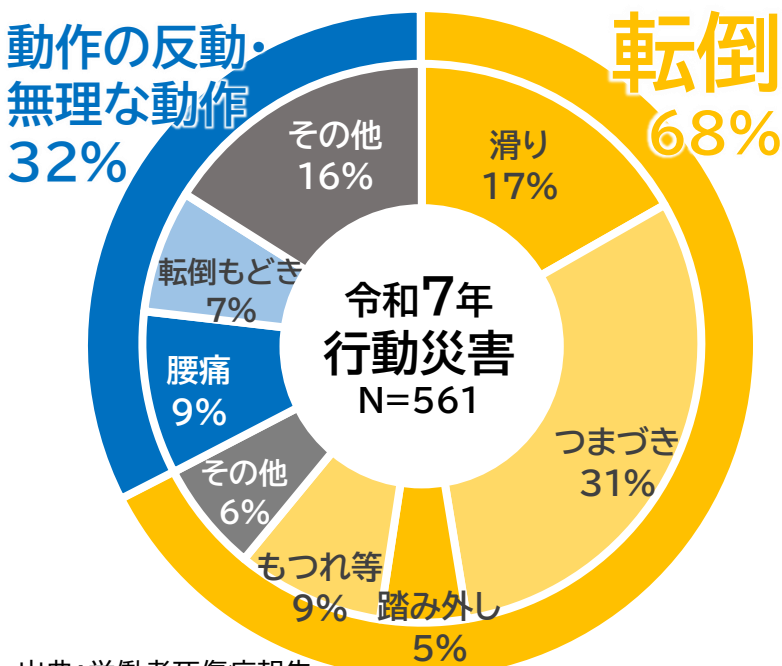
大分労働局では、行動災害防止に取り組んできましたが、大分県では、他の事故の型では減少か横ばいとなっているにもかかわらず、依然として、行動災害の増加傾向に歯止めがかからず、休業4日以上の労働災害の中で行動災害に占める割合が全体の44.8%を占めています。

令和5年度から始まった第14次労働災害防止計画においても、行動災害件数の減少を目指すこととしています。



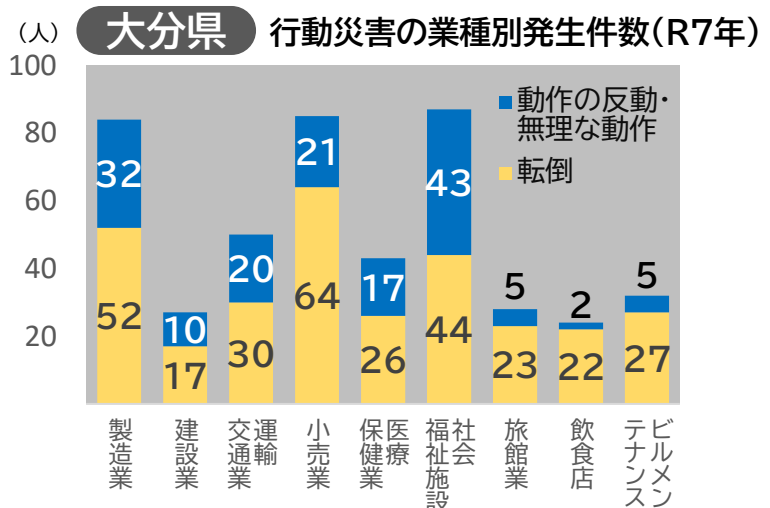
行動災害の内容の分析結果について

**大分県** 行動災害の事故の型別内訳



大分県で令和7年に発生した561件の労働災害のうち、大部分が「転倒」による災害であり、その内の約半数を「つまづき」の転倒災害が占める結果となりました。転倒災害においては次いで「滑り」、「もつれ等」による労働災害が多く発生しています。

また、「動作の反動・無理な動作」は「腰痛」「転倒もどき」の順に多く発生しています。

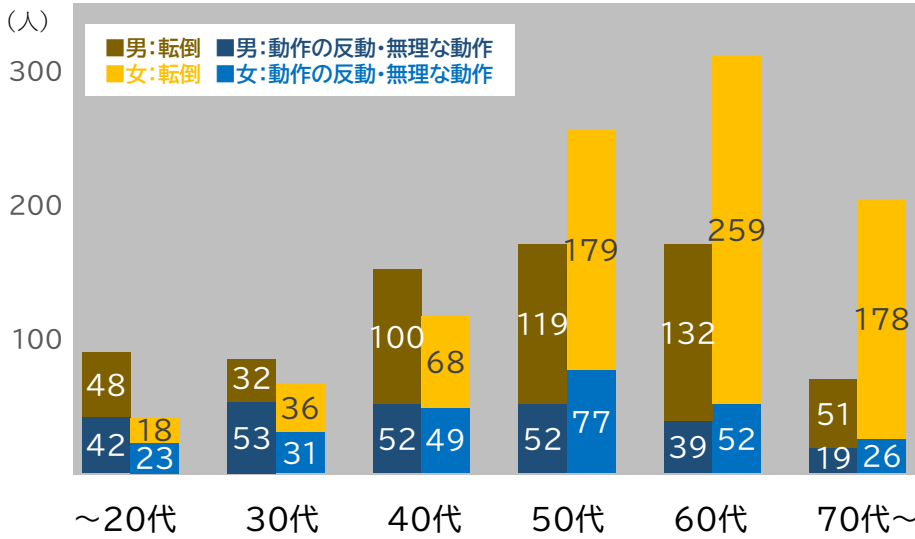


※出典:労働者死傷病報告

☞ 行動災害のうち、66.4%が第三次産業の職場で発生しています。

# 行動災害による災害では、男性より女性が多く被災しています

## 大分県 行動災害の年代別・男女別発生状況(令和5~7年)



出典：労働者死傷病報告（但し、確定後の受理を含む）

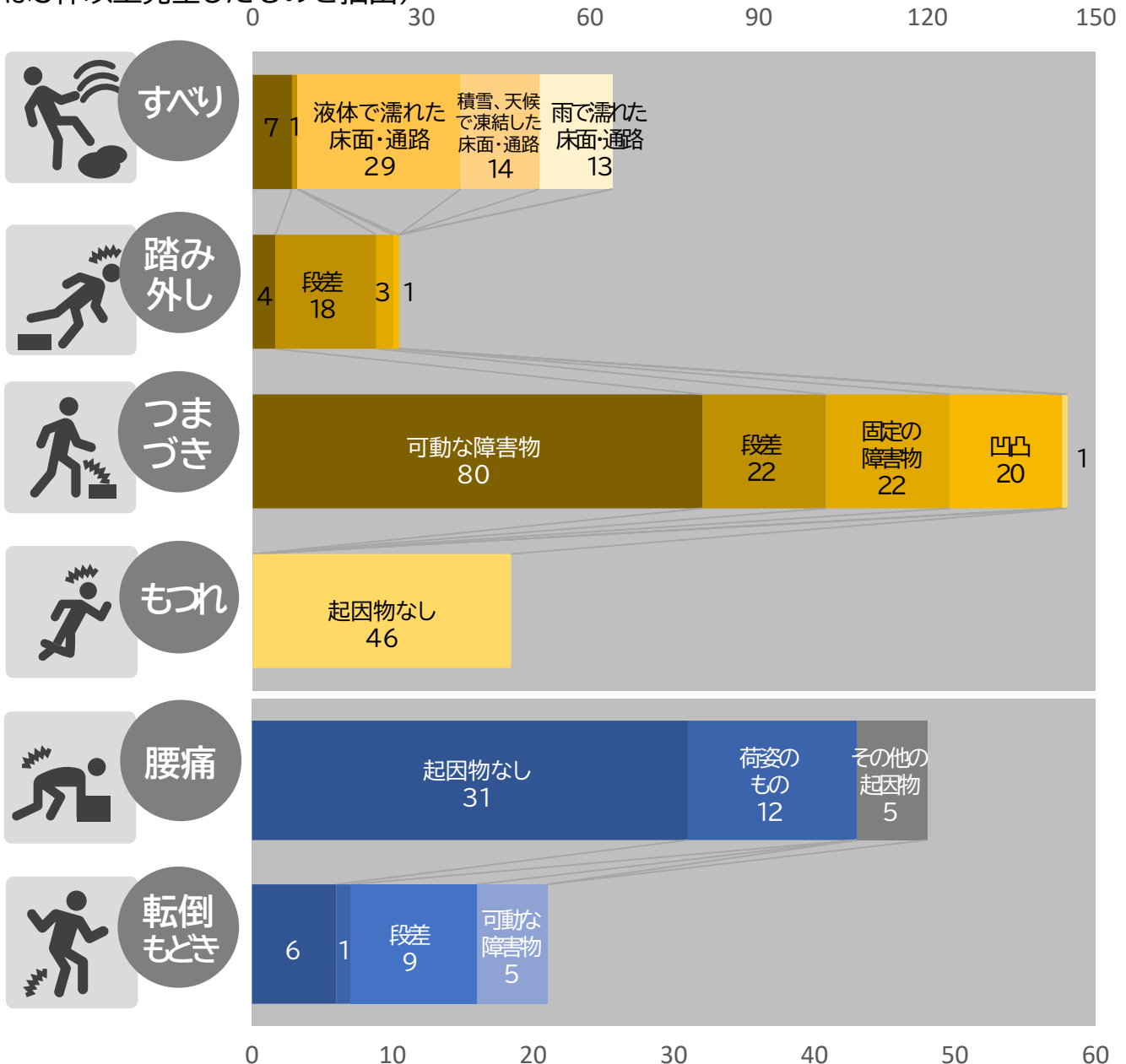
☞ 3年間の男女別発生件数は、男性を1としたときに女性が約1.34と女性が多くなっています。

☞ 特に50代から女性の被災者が急増し、60代でピークに達します。50代以上の女性の行動災害による被災者数を押し上げている原因は転倒災害です。

☞ 一方、動作の反動・無理な動作による災害は、男性では年齢による差はあまり見られませんが、女性では年齢が上がるにつれて被災者数が上昇し、50代でピークに達します。

## 行動災害の事故の型と起因物との間には密接な関連があります。

大分県で令和7年に発生した行動災害を、事故の型別と起因物で分類した結果は以下のとおりです。（「転倒」はいずれかの類型で10件以上災害が発生した起因物、「動作の反動無理な動作」は5件以上発生したものを抽出）



# 転倒災害防止対策のポイント

## つまづきの対策

令和7年に大分県内で発生した転倒災害のうち、最も多かった事故の型はつまづきによる災害(172/378≒45%)でした。つまづきによる転倒災害を引き起こした起因物を大別すると可動な障害物(80)と段差や凹凸、固定の障害物などの床面そのものに問題があるケース(64)の2つに分けられます。

可動な障害物によるつまづき災害は、4S活動の徹底によって転倒要因となる障害物を取り除くことで対策を行うことが有効です。

### POINT 4S活動を徹底し、転倒要因を取り除く

☞ 4Sとは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。

☞ 4S活動は労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

☞ 人の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。

☞ 床面に配置する用具、台車は、定位置を決めましょう。

**SEIRI**  
**整理**  
必要ない物は捨てる

**SEITON**  
**整頓**  
必要な物をすぐに取り出せるようにする

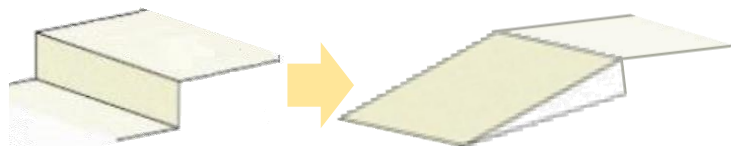
**SEISOU**  
**清掃**  
綺麗に掃除をする

**SEIKETU**  
**清潔**  
整理・整頓・清掃を継続する

一方で、段差や凹凸、固定の障害物など、床面から動かせないものによる転倒災害は、それらの障害物を解消する等の取組や障害物の見える化など、ハード面の対策が必要です。

### POINT つまづきの原因を取り除いた上で、見える化に取り組む

☞ 事業場内の作業場所及び通路の凸凹や段差を解消する



Before



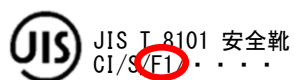
After



## すべりの対策

大分県内で発生したすべりの転倒災害は、床面が濡れていたり、天候により床面に影響があったりするなど、床面の摩擦係数が著しく低下していることが原因であるケースがほとんどを占めていました。従って、耐滑性のある靴を着用することで床面との摩擦係数を高めることが有効です。

### POINT 耐滑性のある靴を選定し、摩擦係数を高める



一方で、履物を選択できない、着用できない作業環境の場合は、床面そのものに防滑床材を採用するなどの対策も有効です。また、床面は、油や洗剤でなく、単に水で濡れているだけでも十分に低摩擦となることが労働安全衛生総合研究所の調査(※)で分かっているため、水で濡れる可能性のある床面についてはすぐに水分を除去できる環境にしておくことも重要です。

※大西明宏: 休業4日以上労働災害における転倒原因 - 月ごとの集計から見た特徴 -, 人間工学, 56 (3), 101-107, 2020.

JISに定める耐滑性のある靴には「F1」や「F2」の記載があります。



### POINT 床面を改善し、摩擦係数を高める

## もつれの対策

大分県内で発生した転倒災害のうち、つまづき、すべりに次いで多かったのはもつれによる転倒でした。もつれによる転倒災害には起因物がなく、その対策はソフト面が中心になります。

### POINT 自身の転倒リスクを知り、転倒しにくい身体づくりに取り組む

QRコードを使って移動機能を確認する



QRコードモ ONLINE

転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等を導入する



いきいき健康体操

身体機能及び身体機能に対する認識等からレーダーチャートを作成する



転倒等リスク評価セルフチェック票

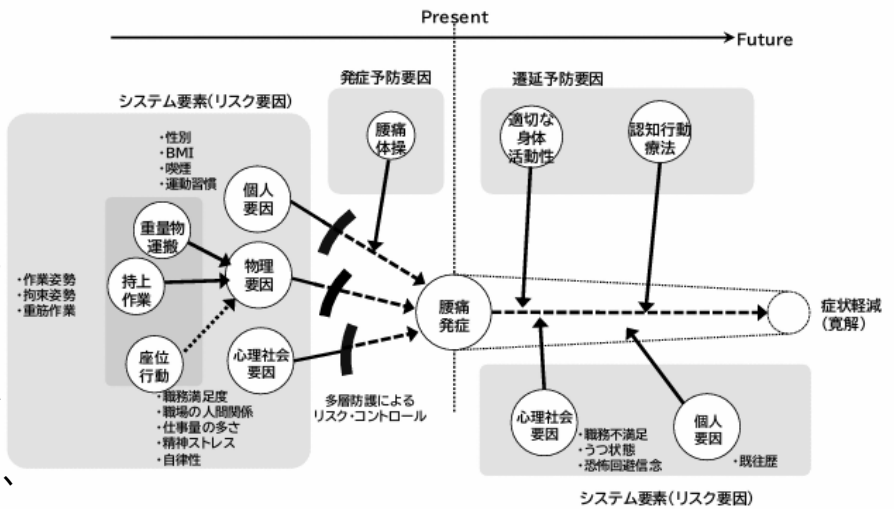
腰痛の対策

大分県内で発生した「動作の反動・無理な動作」による労働災害は、分類が難しい「その他」の類型も非常に多かったですが、「腰痛」によるものも割合としては多い状況でした。

腰痛の労働災害は、特段起因物となるものがないケースが最多で、次いで荷物が起因物となったものが続き、この2類型がほとんどを占めています。

一般に、腰痛は重い荷物の運搬によって起きると思われがちですが、腰痛の原因は物理要因だけでなく、様々な要因が複雑に影響していることがわかってきています。(右概念図のとおり)

運動と教育の組み合わせが最も腰痛のリスクを低減したとする研究 (Steffens et al.,2016)や人間工学的介入と身体トレーニング、認知行動トレーニングの複合介入が腰痛に罹患している日数を減らしたり、痛みを和らげたという研究 (Ramussen et al.,2015)など、様々な要素に複合的に介入したほうが腰痛対策に効果的であるとの報告も見られます。



引用: 榎原毅「転倒・腰痛の行動災害に係るエビデンス up to date」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001569421.pdf> (最終閲覧: 2026年5月4日)

JIS Z8505の制定

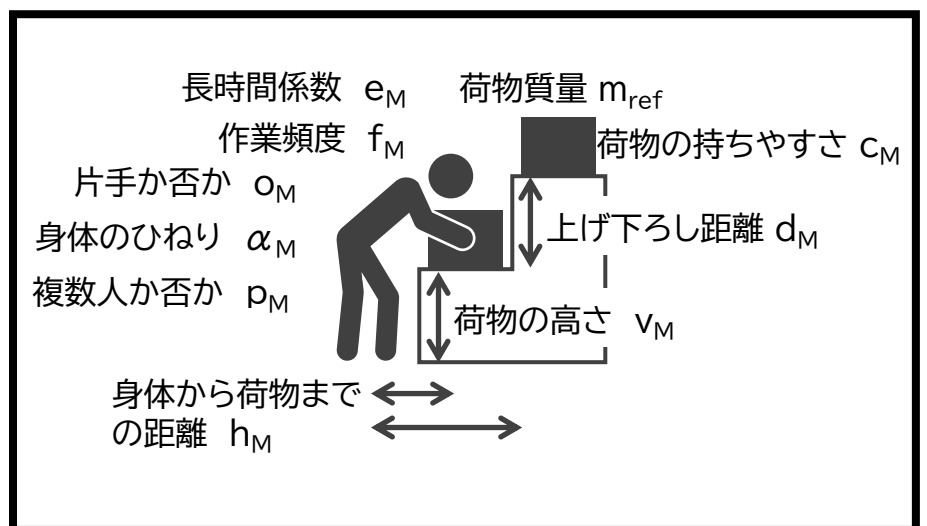
腰痛の対策を考える際に、リスクアセスメントによって危険源を洗い出し、その対策を検討するのは一般的な方策と思われるかもしれませんが、実は以前まで、腰痛にフォーカスしたリスクアセスメントの手法は存在しませんでした。厚生労働省の策定した「職場の腰痛対策指針」においても、リスクアセスメントを行う旨記載はあったものの、指針自体の内容もハザード(重量物の重さ)の管理に注目したものとなっていました。

今般制定されたJISの内容では、重量と作業条件(姿勢など)、発生頻度の乗算でリスクを管理する内容となっており、よりリスクアセスメントの本質に近づいたものとなっています。JISでは一定の強度を超えた作業については以下の計算式を用いてさらに詳細な評価を行います。

$$RML = m_{ref} \times h_M \times v_M \times d_M \times \alpha_M \times f_M \times c_M \times o_M \times p_M \times e_M$$

上記の式の各要素は右図で示したとおりであり、非常に多要素を考慮に入れた評価になっております。「職場の腰痛予防対策指針」で示された体重×40%といった基準とは一線を画すものとなっています。

東京都立大学の瀬尾教授らのグループがWindowsで動作するソフトウェアを開発し、オンライン上で無償公開している (<https://ergo4mfg.com/mhn>) ため、このソフトウェアを使用することで、上記の計算を一定程度簡便に行うことが可能となります。



# 高齢者※の安全衛生

指針が策定されました

※60歳以上の者を指す

## 高齢者の「若返り」と「多様化」

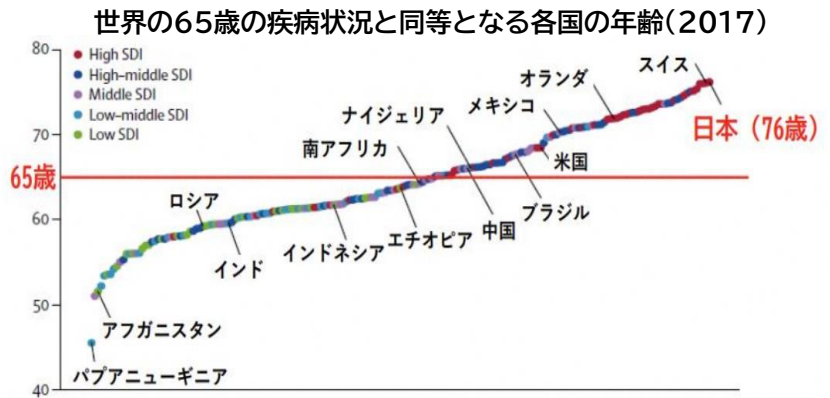
出典：谷口智明，“令和の高齢者は若返ったのか？～データで見る高齢者像のアップデートと高齢者医療の見直し～”，第一ライフ資産運用経済研究所，2026-02-06  
<https://www.dlri.co.jp/report/ld/575327.html>(参照2026-05-01)

### ●平均余命の変化

日本人の平均余命が伸びていることは周知のとおりです。例えば、特定の基準年における年齢と平均余命が同じとなる年齢を示す「平均余命等価年齢」に着目すると、60年前の1956年の日本の65歳の平均余命は男性11.36年、女性13.54年でした。一方で、2024年の簡易生命表によれば、当時と同レベルの平均余命は男性で76歳(11.43年)、女性で78歳(13.35年)となっています。つまり、男性であれば「2024年の76歳は、1956年の65歳と同じくらい若い」ということであり、当時と比べて10歳程度若返っていると考えられます。

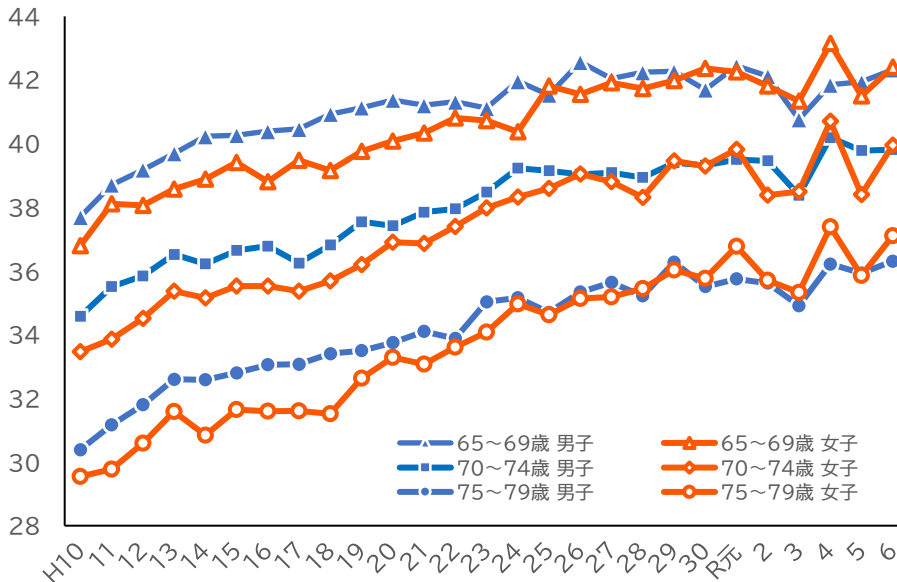
### ●健康状態の変化

Angela Y Changほか(2019)は、世界疾病負担研究のデータ(GBD2017)を用いて、世界の平均的な65歳が抱える疾病・障害の水準と同程度の健康状態に達する年齢を国別に算出しています(右図)。日本では、世界平均の65歳と同程度の疾病状況に達する年齢は約76歳であり、健康面で10年程度「若い」状態にあると解釈できます。これは、日本人が世界平均と比べて、より高い年齢まで比較的健康的な状態を保っていることを示しています。



(注)SDI(Socio-demographic-Index)とは保健や公衆衛生にかかる社会開発の程度を示す指標。出所はAngela Y Chang, Vegard F Skirbekk, Stefanos Tyrovolas, Nicholas J Kassebaum, Joseph L Dieleman, "Measuring population ageing: an analysis of Global Burden of Disease Study 2017".  
 (出所)経済財政諮問会議(第9回)・新しい資本主義実現会議(第29回)(2024年6月21日)資料4より抜粋

65～79歳の新体力テストの合計点の推移



(注)握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行の6種目の合計点(各10点、合計60点満点)  
 (データ出所)スポーツ庁「令和6年度体力・運動能力調査」

### ●体力・運動能力の変化

スポーツ庁「体力・運動能力調査」によれば、65歳から79歳の男女の体力・運動能力は、握力、上体起こし、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行など、ほとんどの項目が上昇傾向にあり、こうした新体力テストの合計点の推移を見ると、各年齢層の体力は、ここ20年程度で5歳程度若返っていると推察されます。

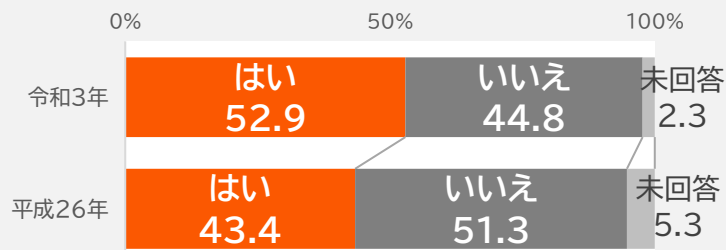
## ●高年齢者自身の意識

内閣府の調査によると、高年齢者の男女に自身を高年齢者だと感じる人の割合は、平成26年度の同様の調査の結果と比較して高まっています。

## ●高年齢者は「若返」っているのか

以上、ここまで確認してきた各種データや本誌6Pの雇用者全体に占める高年齢者の割合の高まりから導かれることは、身体機能や健康状態、就労等の面において「平均的に見れば」かつての高年齢者像と比べて若返りが進んでいると考えられる点です。ただし、暦年齢が同じであっても、健康状態や身体能力、意識等には大きな個人差が存在することや、身体機能が低下しているという事実自体に変わりありません。したがって、「令和の高年齢者は若返ったのか」という問いに対しては、単純に肯定・否定のいずれかで答えられるものではなく、「高年齢者像の多様化」という実態が強く浮かび上がってきます。

高年齢者意識(自分を高年齢者だと感じている人の割合)



(注)令和3年:調査対象は60歳以上の男女4,000名、有効回答率60.9%  
平成26年:調査対象は60歳以上の男女6,000名、有効回答率64.9%  
(データ出所)内閣府「令和3年度 高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査結果」

壮年者と前期高齢者の比較(動態・視覚・聴覚)



壮年者(30~49歳)を1とした時の前期高齢者(65~74歳)の値をレーダーチャートにあらわしたものである。ただし、※がついているものについては(壮年者の値)<(前期高齢者の値)であるため、(壮年者の値/前期高齢者の値)で求めている。  
平成12~13年度高齢者対応基盤研究所開発高齢者向け生産現場ガイドライン(社団法人 人間生活工学研究センター)より作成

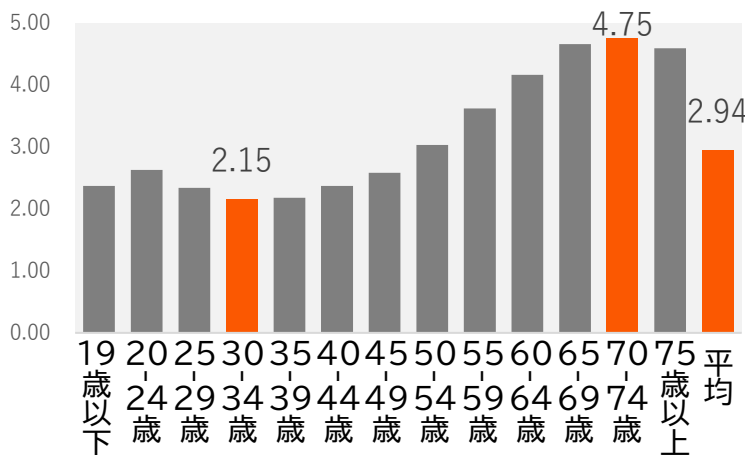
## なぜ今回の法改正・指針の策定に至ったのか

上記や本誌6ページで示したように、平均的には、高年齢者の身体能力や健康状態は改善がみられ、就業意欲の高まりなどもあつての就業者数は20年連続で前年を上回って推移しています。

一方で、高年齢者自身は、自分のことを高年齢者であることに自覚的な方の割合も増加しており、高年齢者の実態はバリエーションに富んだものとなっていると推察されます。

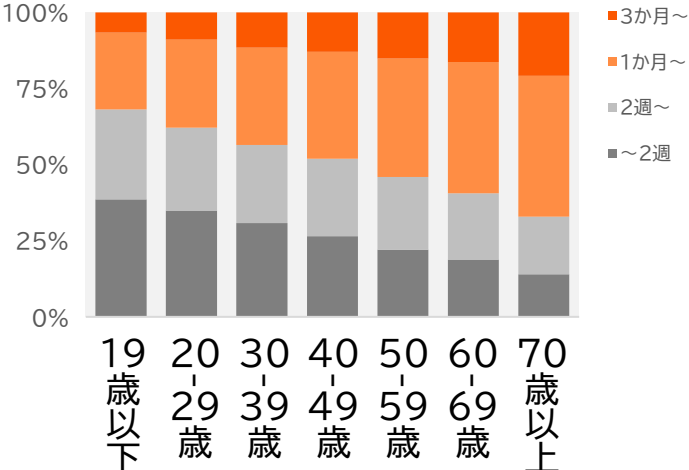
また、身体能力や健康状態の改善がみられたとしても本誌6ページで示したように、高年齢者の労働災害の発生件数・割合ともに年々増加している状況も存在しており、下図で示すように、年齢が高まれば高まるほど比例して年千人率が高まったり被災した際の休業見込み日数も長期化したりするといった傾向もあることから、高年齢者個々人の特性に配慮した作業環境の改善や作業管理の必要性が叫ばれ、今般の法改正及びエイジフレンドリーガイドラインを法律に基づく指針に格上げするに至りました。

全国 年齢層別労働災害発生率 (令和6年、休業4日以上死傷千人率)



※千人率=労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000  
データ出所:労働者死傷病報告(令和6年)  
※新型コロナウイルス感染症へのり患者除く  
労働力調査(年次・2024年・基本集計第1-2表 役員除く雇用者)

全国 年齢層別労働災害による休業見込み期間(令和7年)



データ出所:労働者死傷病報告(令和5年)  
※死亡災害は、3か月以上に編入

## 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたものです。

指針  
(厚生労働省HP)



## 措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要です。

### 1 安全衛生管理体制の確立等

#### ●経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。

#### ●高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメント実施

- 高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果を踏まえて2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

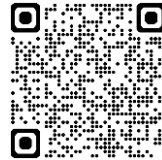
なお、リスクアセスメントを行うに当たっては

リスクアセスメント指針を踏まえ

- ①危険な作業の廃止、変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性・有害性を除去・低減する措置
- ②手すりの設置や段差の解消等工学的措置
- ③マニュアルの整備等の管理的対策
- ④身体的負荷を軽減する個人用装備の使用の優先順位で措置内容を決定すること

高年齢者の安全と健康の確保のための職場改善ツール(エイジアクション100)を活用することも有効であること

エイジアクション100  
(厚生労働省HP)



健康状態や体力が低下することに伴う高年齢者の特性や課題(フレイル:加齢による心身の衰え、ロコモティブシンドローム:歩くことなど移動する能力の衰えた状態)を想定し、リスクアセスメントを実施すること

などの点も考慮すること。

### 2 職場環境の改善

#### ●身体機能の低下を補う設備・装置の導入

- 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。  
その際、

<共通な事項>

視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、通路を含めた作業場所の照度確保や、照度が極端に変化する場所・作業の解消を図る

<警告音等聴覚に関する対応>

警告音等は、年齢によらず聴き取りやすい中低音域の音の採用、音源の向きを適切な設定、指向性のスピーカーの採用等の工夫を行う

<暑熱な環境への対応>

一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下しているため、休憩場所を整備し、利用を勧奨する

<重量物取扱いへの対応>

不自然な作業姿勢を解消するために、作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

などの対策の例を参考にすること。

#### ●高年齢者の特性を考慮した作業管理

- 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。  
その際、

<共通な事項>

身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図る

<暑熱作業への対応>

脱水症状を生じさせないよう定期的・意識的な水分補給を推奨する。

などの対策の例を参考とすること。

### 3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

#### ●健康状況の把握

■労働安全衛生法の定める雇入時及び定期健康診断を確実に実施すること。

#### ●体力の状況の把握

■高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。

#### ●健康や体力の状況に関する情報の取扱い

■「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

### 4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

#### ●個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

■健康や体力の状況を踏まえて必要な就業上の措置を講じること。

#### ●高年齢者の状況に応じた業務の提供

■高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。

■高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。

■高年齢者の治療と仕事の両立支援については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。

#### ●心身両面にわたる健康保持増進措置

■集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。

■「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

### 5 安全衛生教育

#### ●高年齢者に対する教育

■法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。

#### ●管理監督者に対する教育

■管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

#### 労働者

労働者は、事業場が高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です

#### 支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること

エイジフレンドリー補助金については次頁➡

エイジフレンドリー指針に基づき、高年齢労働者の労働災害防止に取り組む中小企業事業者の皆様を支援します。

- 対象事業場: 労災保険に加入し、60歳以上の労働者を1人以上雇用しており、1年以上事業を継続している中小企業事業者(右表参照)
- 補助対象、補助率、上限額: 下表のとおり

<h2 style="text-align: center;">専門家総合対策コース</h2> <h3 style="text-align: center;">【既存(統合)・拡充】</h3>	
補助対象	<p>以下の【第一段階】と【第二段階】に分かれています。</p> <p><b>【第一段階】</b>※1※2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部専門家※3によるリスクアセスメントを受けるのに要する費用</li> </ul> <p><b>【第二段階】</b>・・・【A】と【B】にさらに分かれます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【A】・・・リスクアセスメント結果を踏まえた<u>60歳以上の高年齢者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入</u>(対象の高年齢者が補助対象の業務に従事していることが必要)</li> <li>・【B】・・・リスクアセスメント結果を踏まえた<u>すべての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組</u></li> </ul>
補助率	<p>4/5(【第一段階】の費用)</p> <p>1/2(【第二段階】の費用)</p>
上限額	<p>100万円</p> <p>(【第一段階】と【第2段階】の合計)</p>

※1 【第一段階】の申請期限は**令和8年8月31日**までです。

※2 外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、【第二段階】の申請から行うことも可能です。その場合、【第一段階】の申請は不要です。

※3 外部専門家とは、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法第12条に定める安全管理士又は衛生管理士等を言います。

補助金に関するさらに詳しい内容については、右の「問い合わせ先・申請先」にお尋ねいただくか、下の厚生労働省作成リーフレットやQ&Aも併せてご参照ください。

厚生労働省作成  
リーフレット



Q&A



## 対象となる中小規模事業場

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

### 熱中症対策コース 【新設】

### コラボヘルスコース 【既存】

暑熱な環境による熱中症対策として、60歳以上の高年齢者の身体機能の低下を補う装置の導入のための費用（対象の高年齢者が補助対象の業務に従事していることが必要）

【例】  
体温を下げるための機能のある服や装備、移動式のスポットクーラー、アイスラリーを冷やすためのストッカー、通信機能と深部体温測定機能を有するウェアラブルデバイス など

事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に関する費用

【例】  
健康診断結果を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、健康診断結果の電磁的保存やコラボヘルス推進のためのシステム導入、栄養保健指導 など

1/2

3/4

100万円

30万円

問い合わせ先  
申請先

一般財団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」

関係書類  
送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
エイジフレンドリー補助金事務センター  
またはJグランツ(<https://www.jgrants-portal.go.jp>)  
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へ送付  
申請は、書類を郵送するか、またはJグランツで電子申請を行ってください。

申請担当

支払い担当

お問合せ先

電話:03(6381)7507  
FAX:03(6809)4086

電話:03(6809)4085  
FAX:03(6809)4086

受付時間

平日 10:00~12:00/13:00~15:00  
(土日祝休み、平日の12:00~13:00は電話に出ることができません)  
<夏季休暇(8月10日~14日)、年末年始(12月29日~1月3日)を除く>

# 熱中症防止について

職場における熱中症防止対策のためのガイドラインが策定されました



## ガイドラインの内容について

### STEP 1 熱中症リスクの評価・リスク低減措置の検討

- ① 高温多湿な作業環境、連続作業、通気性や透湿性の低い衣服や保護具の使用など、暑熱要因の特定を行う。
- ② JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握する。(地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効)
- ③ 把握した暑さ指数と特定した暑熱要因により、熱中症リスクの評価を行う。
- ④ 暑さ指数低減措置を低減させるための措置をSTEP2の措置の内容から事業場の実情に併せて実施する。

### STEP 2 熱中症リスクに応じた措置の実行

以下の措置内容から選択したものについて確実に実行する。

## 安全衛生管理体制の確立等

### ① 各種管理者等の選任

衛生管理者や衛生推進者を中心に、熱中症防止対策を行わせる責任体制の確立を図る。職長等現場で作業の管理をする者等、衛生管理者や衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、熱中症予防管理者労働衛生教育(下記「労働衛生教育」①)を受講した者を熱中症予防管理者として選任する。

### ② 作業手順・作業計画の策定

暑熱順化プログラム、WBGT値に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を定める。

### ③ 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

安衛則第612条の2に基づき、熱中症が生じた際の報告体制整備とその周知及び熱中症の症状の悪化を防止のために必要な措置の内容・手順を作成し、周知する。

## 作業環境管理

### ① 暑さ指数の低減

熱を遮ることのできる遮へい物、簡易な屋根、通風又は冷房設備、散水設備の設置などを行う。

### ② 休憩場所の整備等

冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所を確保する。

## 作業管理

### ① 作業時間の短縮

暑さ指数に応じた休憩、作業中止を行う。

### ② 暑熱順化

熱に体を慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整を実施する(特に新規入場者や長期休み明けに注意を払う)。

### ③ プレクーリング

送風、ミスト、冷水などで体表面から冷却するか、アイスラリーを摂取して体内から冷却するなどして作業開始前・休憩時間中に深部体温を低下させる。

### ④ 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取させる(水分・塩分を携行させる等を考慮)。

### ⑤ 服装による身体冷却

透湿性と通気性のいい服装や身体を冷却する機能を持つ服などを着用する。

### ⑥ 作業中の巡視

定期的な巡視を実施して作業者の健康状態を確認する。

## 健康管理

### ① 健康診断結果

結果に基づく医師の意見聴取や事後措置の実施。

### ② 日常の健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるため、日常の健康管理について指導を行う。

## 労働衛生教育

### ① 管理者向け教育

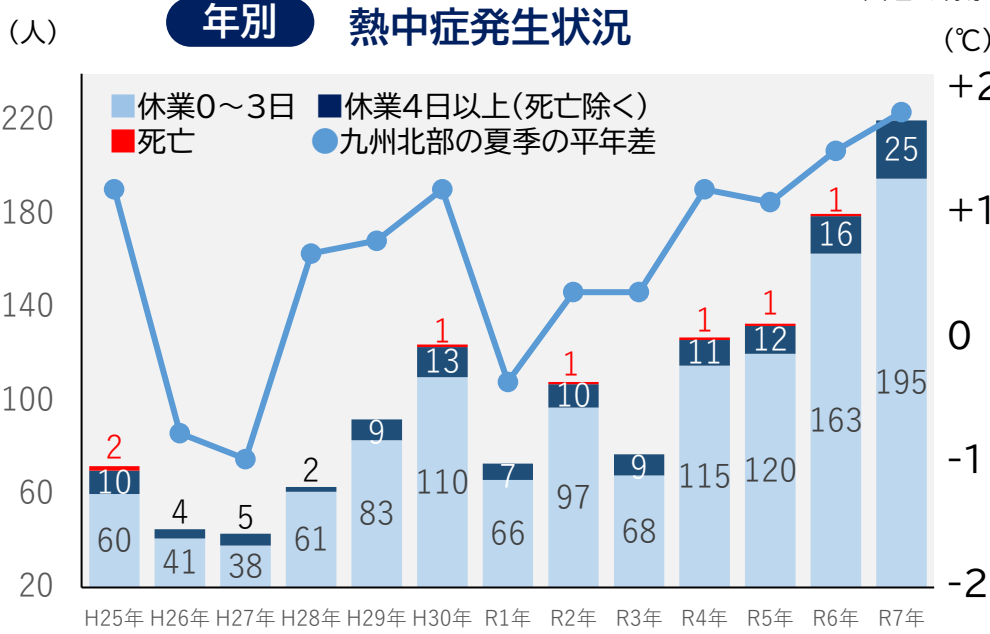
厚生労働省ポータルサイトの資料を活用する他、関係団体が行う教育を活用し、一定カリキュラムに従って教育を行う。

### ② 作業員向け教育

一定のカリキュラムに従い、一度行うだけでなく、短時間で繰り返し行うことによって記憶の定着を図る。

# 大分県の職場における熱中症発生状況

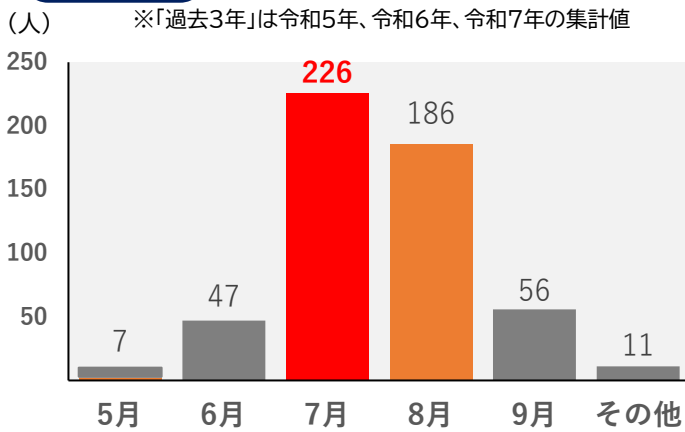
※労働者死傷病報告、療養の給付請求書により把握した件数  
 平年差は気象庁データ(平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差)



➤ 令和7年は220人が熱中症により労災保険で治療を受けました。前年から大幅に増加し、過去最多を更新しました。

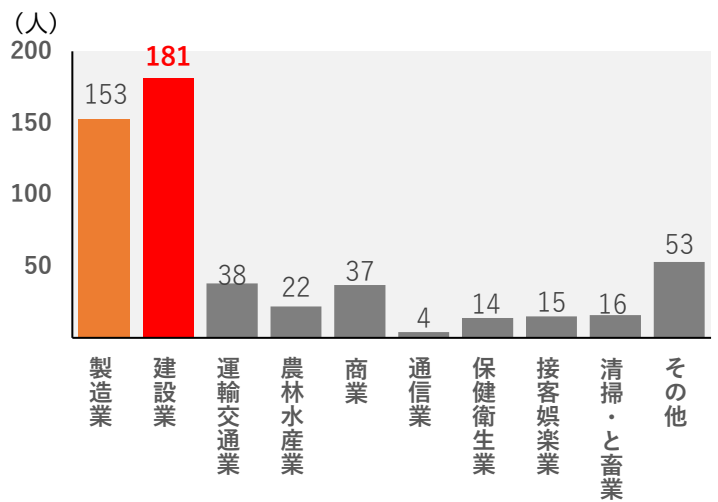
➤ 令和7年は平年差を踏まえると非常に暑い夏でしたが、死亡災害は発生しませんでした。

## 過去3年 月別熱中症発生状況



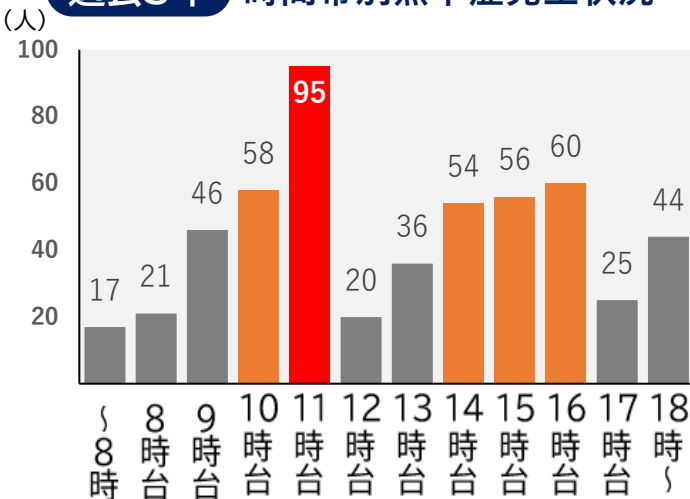
➤ 7月と8月に集中して発生しています。このことから、重点取組期間(7月)の予防対策を徹底することが重要です。

## 過去3年 業種別熱中症発生状況



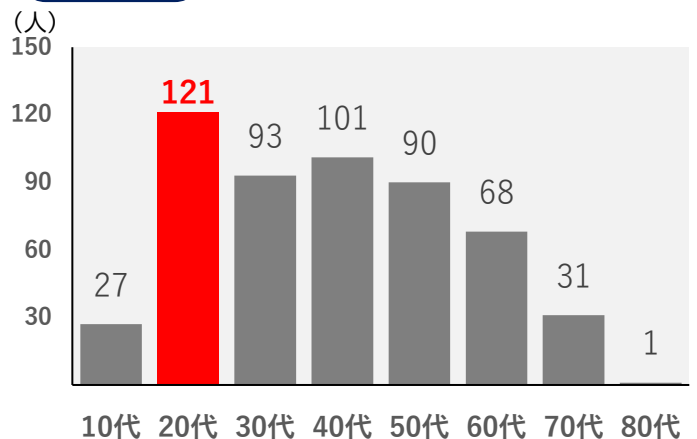
➤ 製造業と建設業の合計で6割以上を占めます。

## 過去3年 時間帯別熱中症発生状況



➤ 11時台が突出しており、10時台と14時から16時台にも多く発生しています。

## 過去3年 労働者年齢別熱中症発生状況



➤ 20代が最も多く、夏季の作業経験が少ないことが原因と推定されます。

## 経営トップの安全衛生に関する所信表明

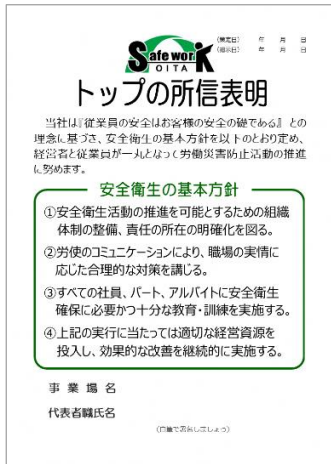
### トップの所信表明 大分

経営トップがその所信を表明することにより、労使双方が労働災害防止のための共通認識を持ち、一丸となって取り組むことが重要です。

大分労働局管内の事業場において、実際に経営トップが行った所信表明を、同意を得た上で公表させていただいています。

ここにある所信表明を参考にしながら、さらなる労働災害防止、快適な職場環境の形成が図られることが期待されます。

### 特設ページ



## 各建設現場2項目重点労働災害防止運動

### 2項目重点労働災害防止運動

作業に応じて、守るべきルールは多い。その中で「これだけは絶対に守るぞ」という目標を2つに絞り込む。

各建設現場において、自らが遵守すべき安全事項を協議し、特に遵守すべき2項目に絞り込み、毎日の朝礼等で唱和・指差呼称することで労働者の安全意識レベルを高め、安全作業の意思統一をします。

本運動参加事業場は、企業名・工事名称を公開しています。

### 特設ページ



この現場は2項目重点労働災害防止運動に参加しています

### これだけは絶対守るぞ！

- ① クレーン作業は「3・3・3運動」実施で安全確認を徹底する
- ② 名前で呼び合う掛け声運動の徹底で不安全行動を撲滅する

〇〇建設工業(株) 〇〇ビル新築工事

## 参加事業場は大分労働局ホームページで公開中

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係

**提出先** 大分労働局健康安全課 または 県内の各労働基準監督署

## 中小規模事業場安全衛生サポート事業

### 個別支援

知識・経験豊富な専門家が職場に伺い、労働現場や作業の問題を明らかにして改善のアドバイスを行います。転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防等のアドバイスを行います。



### 集団支援

協力会、商工会、工業団地などの事業場や第三次産業では店長会議などの機会を利用して安全衛生に関する研修会を実施します。オンライン対応します。



費用は無料

**対象** 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業で、労働者数が概ね100人未満の事業場(&その集団、団体等)  
**申込等に関するお問合せ**

中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター

TEL:092-437-1664 MAIL:Kyushu@jisha.or.jp

# SAFE コンソーシアム



## コンソーシアムの趣旨・目的

産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果として、統一的な教育研修機会の減少など、職場単位では対応が難しい新たな課題が増えています。

SAFE コンソーシアムは、このような課題の解決を図るため、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。

## 加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康推進事業やサービスのマッチング

### 取組



#### SAFEアワード

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき優れた取組を表彰します。



#### シンポジウム

加盟者とその他の企業等が安全で安心して働ける職場の実現に向けた協議や周知啓発、交流を図ります。



#### 現場視察

コンソーシアム加盟企業の取組を広く周知する現場視察等を行います。

## 大分県SAFE協議会

大分労働局では、増加する第三次産業の労働災害に歯止めをかけるため、以下の企業・法人の皆様協議会に参画していただいております。



株式会社 トキハイ Industries



株式会社マルミヤストア



株式会社フレイン



社会医療法人小寺会



社会福祉法人 大分県社会福祉事業団



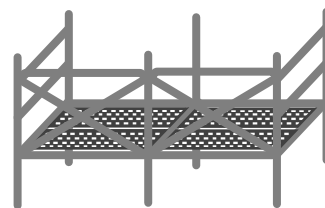
社会福祉法人 風連福祉会

敬称略



厚生労働省

# 大分労働局



名称	所在地・連絡先	管轄区域
大分労働基準監督署	〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2階 ☎097-535-1513	大分市・別府市・杵築市 由布市・国東市・日出町 姫島村
中津労働基準監督署	〒871-0031 中津市大字中殿550-20 中津合同庁舎2階 ☎0979-22-2720	中津市・豊後高田市 宇佐市
佐伯労働基準監督署	〒876-0811 佐伯市鶴谷1-3-28 佐伯労働総合庁舎3階 ☎0972-22-3421	佐伯市・臼杵市 津久見市
日田労働基準監督署	〒877-0012 日田市淡窓1-1-61 ☎0973-22-6191	日田市・玖珠町・九重町
豊後大野労働基準監督署	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎4階 ☎0974-22-0153	竹田市・豊後大野市
大分労働局 労働基準部健康安全課	〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6階 ☎097-536-3213	

大分労働局  
Instagram



## 大分労働局

公式YouTubeチャンネル

